

安全保障理事会議長声明

「国際の平和および安全の維持における国際連合と地域的並びに準地域的機関との協力」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2013年8月6日に開催された、安全保障理事会の第7015回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、国際連合憲章および地域的並びに準地域的機関の関連する規程に従って、国際連合と地域的並びに準地域的機関との効果的な協力を策定することの重要性を強調している安保理の従前の関連諸決議および安保理議長声明を想起する。

安全保障理事会は、国際連合憲章の目的および原則を想起し、そして憲章の下での国際の平和および安全の維持に関するその主要な責任を再確認する。

安全保障理事会は、地域的行動に適当な、国際の平和および安全の維持に関する事項における国際連合および地域的並びに準地域的機関や取極の間の協力は、国際連合憲章に規定された集団安全保障の不可分の一部であり、また集団安全保障を向上することができることを更に想起し、

安全保障理事会は、地域的並びに準地域的機関により行われた増加している貢献が、国際の平和および安全を維持することにおける国際連合の活動を有効に補完できることをくり返し表明し、そしてそのような貢献は、地域的並びに準地域的機関が常に、おこなった若しくは国際の平和および安全の維持を意図した行動について安全保障理事会に十分に通知し続ける必要性を含む、国際連合憲章第八章に従って為されなければならないことをこれに関連して強調する。

安全保障理事会は、紛争の早期警戒、予防、平和創造、平和維持および平和構築の分野における国際連合と地域的並びに準地域的機関との間のより緊密なそしてより実際の活動に従事する協力を、適切な場合には、促進するため更なる措置を審議し、そしてその取組の一貫性、共同作用および共同の有効性を確保する安保理の意図を表明する。これに関連して、国際連合および地域的機関との間の既に存在している強力な協力活動を歓迎する。

安保理は、地域的および準地域的機関との協力関係を強化するため事務局により行われた現行の取組および貢献を賞賛し、そして S/PRST/2010/1 および S/2006/507 ノート並びにその後の関連文書および議長ノートにより合意された、関連する地域的および準地域的機構との協議並びに、適切な場合には、協力を拡大し続ける安保理の意図を表明する。

安全保障理事会は、地域的および準地域的機関が、武力紛争の予防若しくは解決に影響を及ぼすその努力のためになり得る同地域についてのその地域の故に、これらの紛争の原因を理解する良い立場にあることを認識する。

安全保障理事会は、紛争の原因に対する調整された国際的対応の重要性を強調しそして効果的な長期戦略の策定の必要性を認識しまた予防戦略を追求しそして貧困を根絶し、開発協力と援助を強化しそして人権と基本的自由に対する尊重を促進する加盟国および地域的並びに準地域的機関を支援するためその各々の権能の範囲内で行動をとる全ての国際連合の機関の必要性を強調する。

安全保障理事会は、国際連合憲章に従って紛争を解決しそして対立に決着をつける全ての加盟国の義務を再確認し、そして国際社会に対し、国際連合憲章および関連する安全保障理事会決議に従って、紛争の平和的解決および対立の予防と決着をつけることを目的に地域的および準地域的機関による始められた取組を、適切な場合には、支援することを求める。

安全保障理事会は、紛争予防、信頼醸成および仲介努力を通したものを含む、適切な場合には、紛争の平和的解決における関連する地域的および準地域的機関の継続している関与を奨励し、そしてこれに関連した地域的および準地域的機関の既存のまた潜在的能力を役立たせることの重要性を強調し、

安保理は、紛争および生じつつある危機に対する早期の対応を可能にしおよび紛争予防における国際連合の役割を強化するために、国際連合と関連する地域的および準地域的機構との間の効果的な開発を策定し続けることの実利を強調する。

安全保障理事会は、事務総長の周旋の重要な役割を認識し、そして安全保障理事会に対し、これに関連して、適切な場合には、関連する地域的および準地域的機関と調整してまた密接に活動しつつ、平和的な紛争の解決に役立つ可能な限り頻繁に仲介を使用し続けることを奨励する。

安全保障理事会は、紛争を予防し、仲介しそして解決するため、国際連合憲章および安全保障理事会決議並びに決定に一致して、地域的および準地域的機関の継続している重要な取組と高められた平和維持の役割を歓迎する。

安全保障理事会は、安全保障理事会により承認された平和維持活動の展開において、地域的および準地域的機関が、国際連合憲章の第VIII章の規定に従ったやり方で、国際の平和および安全の維持に向けて貢献していることを認識する。

安全保障理事会は、平和維持活動の一貫した枠組を確保するため、その関係活動を高めるためそして国際連合の職務権限と目標を遂行するためにより良く貢献できる方法を更に調査するための平和維持活動のための能力を有している事務局および全ての地域的並びに準地域的機関を招請する。

安全保障理事会は、平和維持活動の各々の職務権限および平和構築並びに地域的および国の主体的取組を案出することを考慮しつつ、文民の保護に関連する問題に関するものを含む、平和維持活動を支援することにおいて、国際連合憲章第VIII章に従った、関連する地域的および準地域的機関並びに取極との協力関係および協力の重要性を強調する。

安全保障理事会は、地域的および準地域的機関が、紛争後の平和構築、復興、再建並びに開発過程において果たすことができる役割を認識し、そして平和構築委員会と地域的および準地域的機関並びに取極との間の交流および協力の重要性を確認する。安保理は、同委員会に対し、紛争後の平和構築と復興のためのより首尾一貫したそして統合された戦略を確保する目的で、地域的および準地域的機関並びに取極と緊密に協議して活動し続けることを奨励する。

安全保障理事会は、広範な紛争状況に適用可能な主題別問題に関するものを含む、安保理決議の一貫した且つ効果的なやり方で履行を強化するために、適切な場合には、地域的および準地域的機関との緊密な協力、安保理の下部機関を通したものを含む、の必要性を認識する。これに関連して、安保理は、地域的および準地域的機関に対し、国際連合制裁委員会および国連専門家グループに対し、その付託された活動の実施において、十分な協力を提供することを更に奨励する。

安全保障理事会は、紛争の予防と解決、和平交渉、平和構築、平和維持、人道的対応および紛争後の再建における女性の最も重要な役割を再確認し、武力紛争下および紛争後の状況における性的暴力からの予防と保護の重要性を更に再確認し、また女性およびジェンダーの視点が、国際連合と地域的および準地域的機関により遂行された、必要な能力を構築することによるものを含む、あらゆる平和および安全の取組に十分に統合されることを確保するため活動する国際連合と地域的および準地域的機関の必要性を強調する。

安全保障理事会は、武力紛争の影響を受けた子どもの保護のために行う関係する地域的および準地域的機関並びに取極の貴重な貢献を認識する。これに関連して、安全保障理事会は、これらの機関および取極の政策提言、政策、計画そして任務の立案並びに要員の訓練への子ども保護の継続した主流化およびその平和維持活動と現場での活動に子ども保護職員を含めること並びにその事務局の中に、子ども保護のフォーカル・ポイントの任命を通したものを含む、子ども保護制度の設立を奨励する。

安全保障理事会は、地域的および準地域的機関が小型武器の不正取引に対処する重要な役割を有していることそして平和維持活動の職務権限に、適当と認められる場合に、非合法小型武器の特定および追跡を国家に可能ならしめるための地域文書を考慮する必要性を強調する。安保理は、国境を越えた小型武器の不正取引を予防し、戦いそして根絶するために、準地域の若しくは地域の協力、調整および情報共有制度、とりわけ国境を越えた税関協力と情報共有ネットワーク、の設立または、適当と認められる場合に、強化を奨励する。

安保理は、アル・カーイダおよび他のテロリストグループを含む、小型武器の迂回路を予防するため、小型武器の原産地および移転を特定することにおける国際的および地域的な協力を奨励する。安保理は、これに関連して加盟国と国際的および地域的機関により取られてきた重要な措置を強調する。安保理の武器禁輸を執行する加盟国の義務は、武器輸出に関する強化された国際的および地域的協力と結合されるべきである。

安全保障理事会は、大量破壊兵器およびその運搬手段の拡散により与えられた国際の平和および安全に対する重大な課題や脅威への地球規模の対応を強化するため、適切な場合には、国の、地域の、準地域のそして国際的なレベルでの取組の調整を強化する必要性を認識する。

安全保障理事会は、決議 1540（2004）により扱われた分野における経験共有と過去の教訓を、そして決議 1540（2004）の履行のための接触点若しくは調整者の指定を通したものを含む、援助を提供することができる決議および分野の履行を促進し得る計画の利用可能性を、国際的、地域的および準地域的機関並びに取極と調査し続ける必要性に留意する。

安全保障理事会は、地域的および準地域的機関との協力を促進するテロ対策における責任について、安保理の下部機関により遂行された取組を歓迎し、そしてテロ対策において増えつつある地域的および準地域的機関により為された取組に感謝の念をもって留意する。安保理は、全ての関連する地域的および準地域的機関に対し、その各々の職務権限の範囲内でまた国際法に従って、テロ行為により与えられた国際の平和および安全に対する脅威に取り組むためのその取組において、加盟国を助けるためのその能力を開発する目的でのものを含む、そのテロ対策の取組の有効性を強化することを促す。

安保理は、国際連合グローバル・テロ対策戦略の履行において、加盟国の要請に基づいて、加盟国を支援する他の国際的、地域的および準地域的機関と調整して、テロ対策委員会事務局（CTED）およびテロ対策履行タスクフォース（CTITF）を含む国際連合機関により、能力構築、技術支援および促進の分野において、遂行された活動を、これに関連して感謝の念をもってまた留意し、そして CTED および CTITF に対し、能力構築、技術支援およびその促進の焦点を合わせた提供を確保することを奨励する。

安全保障理事会は、正義および法の支配が、世界の平和、安定および開発を促進すること並びに維持することのために基本的に重要であることを想起する。これに関連して、安全保障理事会は、刑事責任の免除を終わらせることが、国際法の下での過去の重大な犯罪を受け入れるための紛争中および紛争後の社会の努力において、また国際法の下での将来の重大な犯罪を予防することにおいて、必要不可欠であることを強調する。これに関連して、安全保障理事会は、地域的および準地域的機関並びに取極が、適切な場合には、国の司法制度の能力を強化するための支援を通してまた国際刑事裁判所を含む、国際的な制度、裁判所および法廷との協力を通して、説明責任に貢献できることを強調する。

安全保障理事会は、紛争予防および危機管理並びに紛争後の安定に、適切な場合には、地域的および準地域的機関の能力を強化することの重要性を認識する。安保理は、地域的および準地域的機関がその平和維持能力を高めることの必要性およびその努力に対する国際的支援の価値を強調する。安全保障理事会は、全ての加盟国に対し、これに関連してより積極的に、適切な場合には、貢献することを招請す

る。

安全保障理事会は、地域的機関が、自らの構成国による貢献およびその協力機関からの支援を通じたものを含んで、自らの機関のための人的、財政的、兵站的および他の資源を安全にする責任を有していることをくり返し表明する。安保理は、地域的機関が国際連合の職務権限の下で平和維持活動を遂行する場合、地域的機関に資金提供することの予測性、持続可能性および柔軟性を強化する必要性を強調し、そしてこれに関連して協力機関から提供された貴重な財政的支援を歓迎する。

安全保障理事会は、地域的および準地域的並びに取極に対し、国際の平和および安全の維持において、その各々の能力を強化することを含む、それらの間での協力を強化しまた増やすことを奨励する。安全保障理事会は、これに関連した国際連合の政治的支援および技術的専門知識の重要性を強調する。

安全保障理事会は、国際連合と地域的および準地域的並びに取極との間の定期的な交流、協議および協力を拡大しまた強化する事務局の現行の努力に留意し、そしてこれに関連してその努力を強化することの重要性を強調する。

安全保障理事会は、事務局と地域的および準地域的並びに取極に対し、その各々の能力および国際の平和および安全の維持における過去の教訓に関する情報共有を、適切な場合には、更に調査することまたとりわけ仲介、周旋および平和維持の分野における、模範例を作成し続けることを奨励する。安保理は、これに関連して、地域的および準地域的機関の中での協力と対話を強化することをまた奨励する。

安全保障理事会は、紛争予防、紛争解決、平和維持、憲法秩序の維持を含む平和構築、人権、民主主義、法の支配の促進および刑事責任の免除に対する戦いに関して、国際連合憲章第八章に一致した、地域的および準地域的並びに取極の役割およびそれらとの協力の重要性を強調する。安全保障理事会は、相互に関心のある幅広い議題を越えて協力するため、国際連合と地域的および準地域的並びに取極との間の協力を奨励する。

安保理は、寛容および平和の促進のための地球規模の対話を助長し、国、文化および文明を越えたより良い理解を促進するため、国際連合と地域的および準地域的並びに取極との間の強化された協力を更に奨励する。

安全保障理事会は、国際連合と関連する地域的機関との間の協力に関する進展についての評価を安全保障理事会への事務総長の定期的な報告に含める事務総長の努力を賞賛し、そしてそのような努力を事務総長が継続することを要請する。安保理は、事務総長が、国際連合と地域的および他の機関との間の協力に関する安全保障理事会と総会への彼の次の半年毎の報告書に、国際連合と地域的および準地域的並びに取極との間の協力を強化するための方法についての勧告を含めることを更に要請する。